

問題 専門科目 [民事訴訟法]

問 以下の事例を読んですべての設問に答えなさい。

Xは、Yに対して損害賠償請求訴訟を提起した。Yもその代理人も第一回口頭弁論期日に出頭せず、答弁書も提出しなかったため、裁判所は弁論を終結し、Xの請求を認容する判決をした。ところが、その後、Xは判決書を確認した際、判決に関与した裁判官の一人が口頭弁論に関与していなかったことを知った。Xは、将来、Y又はその承継人が再審の訴えを提起する事態を避けるため、控訴を申し立てた。

(1) 事例とは異なり、第一回口頭弁論期日に被告が出頭しないが答弁書を提出していた場合、当該期日はどのように取り扱われるか説明しなさい。

(2) Xの控訴に、控訴の利益は認められるか。判例を踏まえて論じなさい。

以上

出題の意図

専門科目 [民事訴訟法]

問 以下の事例を読んですべての設問に答えなさい。

Xは、Yに対して損害賠償請求訴訟を提起した。Yもその代理人も第一回口頭弁論期日に出頭せず、答弁書も準備書面も提出しなかったため、裁判所は弁論を終結し、Xの請求を認容する判決をした。ところが、その後、Xは判決書を確認した際、判決に関与した裁判官の一人が口頭弁論に関与していなかったことを知った。Xは、将来、Y又はその承継人が再審の訴えを提起する事態を避けるため、控訴を申し立てた。

(1) 事例とは異なり、第一回口頭弁論期日に被告が出頭しないが答弁書を提出していた場合、当該期日はどのように取り扱われるか説明しなさい。

【出題の意図】

口頭弁論期日において当事者欠席の場合の扱いについて基礎的な知識を確認する。

- ・ 第一回期日で被告欠席の場合の扱いは、
 - 原則は擬制自白として扱われ、欠席判決で原告請求認容とすることができる。
 - 答弁書等を提出していた場合は陳述擬制することができるので、欠席判決とはならない。
 - 原告に訴状を陳述させて弁論を続行できる。
- ・ 以上の内容が説明できていれば可である。

(2) Xの控訴に、控訴の利益は認められるか。判例を踏まえて論じなさい。

【出題の意図】

控訴が認められる要件の一つである控訴の利益についての知識を問う。

- ・ 第一審判決に不利益がある当事者には、控訴の利益がある。逆に言えば、全面勝訴の当事者には控訴の利益がないのが原則である。第一審の手續に重大な瑕疵があり、潜在的に再審の訴えを提起される危険がある場合でも、全面勝訴の判決を得た当事者には控訴の利益が認められないのが問題となる。
- ・ 最判令5・3・24は、類似の事例において、判決に再審事由が存在する場合には、勝訴当事者であっても、その判決は将来再審によって取り消される危険を抱えており、第一審判決によって紛争が最終的に解決されるということとはできない旨を指摘し、控訴の利益を認めている。
- ・ 控訴の利益についての原則と令和5年判例の内容を理解していれば可である。

以上